

軽自動車・原動機付自転車などの 廃車・名義変更などの手続きはお早めに

◆◆◆ 廃車・名義変更について ◆◆◆

■手続きは3月中にしましょう

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税額が課税されます。そのため、4月2日以降、年度の途中で廃車や名義変更をしても、1年分の税額を納めていただくこととなります。このため、毎年3月末には廃車や名義変更手続きが集中しますので、これらの手続きが必要な場合は早めに手続きを済ませてください。

普通自動車についても大変混雑しますので、早めに手続きを済ませてください。

また、販売業者などに廃車手続きを依頼して、標識（ナンバープレート）ごと車両を引き渡した人は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者などに確認してください。

【問い合わせ】

▼三・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会三重事務所 ☎ 059-234-8431

▼二輪の軽自動車

三重県軽自動車協会 ☎ 059-234-8611

▼二輪の小型自動車

中部運輸局三重運輸支局 ☎ 050-5540-2055

*手続きに必要なもの

必要な書類などは、車種や手続き内容によって異なりますので、必ず事前にお問い合わせください。

▼原動機付自転車・小型特殊自動車・農耕作業用等自動車

課税課	☎ 22-9613	FAX 22-9618
伊賀支所振興課	☎ 45-9111	FAX 45-9120
島ヶ原支所振興課	☎ 59-2053	FAX 59-3196
阿山支所振興課	☎ 43-1543	FAX 43-1679
大山田支所振興課	☎ 47-1150	FAX 46-1764
青山支所振興課	☎ 52-1112	FAX 52-2174

*手続きに必要なもの

⇒廃車手続きの場合 ○印鑑・標識（ナンバープレート）
○標識交付証明書

⇒名義変更手続きの場合

- 両者の印鑑
- 標識交付証明書

※すべての手続きについて、窓口へ来られた人の身分証明書が必要です。



◆◆◆ 減免申請について ◆◆◆

■減免申請書は毎年提出が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちで、軽自動車税の減免を受ける人は、納税通知書が届いてから納期限7日前の5月24日（休）までに減免申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添付の上、申請してください。

この申請は、現在、減免を受けている人が、引き続き減免を受ける場合も必要です。

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618

- ◆◆◆ 最優秀作品受賞者 ◆◆◆
- 原 いづみさん（伊賀市在住）
- ◆◆◆ 優秀賞 ◆◆◆
- 大矢 千容さん（伊賀市在住）
- 神之田 由美子さん（伊賀市在勤）
- 神山 理恵さん（伊賀市在住）
- 澤野 嘉男さん（伊賀市在住）
- 中川 勝則さん（伊賀市在住）
- ◆◆◆ 交付対象車種 ◆◆◆
- 原動機付自転車50cc以下（白色）
- 原動機付自転車90cc以下（黄色）
- 原動機付自転車125cc以下（桃色）
- 【交付開始日】 4月2日（月）



伊賀市と甲賀市で取り組んできた原動機付自転車のオリジナルナンバープレートができました。
伊賀市と甲賀市の両市民の連携や交流を深めていくとともに、市内外に「忍者」のまちとして発信することをめざし、オリジナルナンバープレートのデザインを募集したところ、両市から193点のご応募をいただきました。昨年11月11日に選考委員会を開催し、最優秀作品1点、優秀作品5点を選定し、最優秀作品を原動機付自転車ナンバープレートのデザインとして決定しました。
応募していただいた皆さん、ありがとうございました。

伊賀市・甲賀市連携
原動機付自転車
オリジナルナンバープレートが
決定しました

第5回輝け！いがっ子 フォトコンテスト作品募集



平成17年3月に「伊賀市子ども健全育成条例」が策定され、それを受けて子育てや、子ども健全育成条例の指針とするため、7つの項目からなる「輝け！いがっ子憲章」が定められました。

今年度も、「輝け！いがっ子憲章」をテーマにフォトコンテストを行います。いがっ子憲章の7項目の中にある“伊賀の子どもたち=いがっ子”の日常の姿をお送りください。大人が撮った「いがっ子」の姿、子どもが撮った「いがっ子」の姿。さまざまな「いがっ子」の写真をお待ちしています。

次の7項目のうち1項目をテーマに選び、それに関連する写真をお送りください。

《テーマ》 輝け！いがっ子憲章

- ★いのち、水、緑を大切にする子
- ★元気よくあいさつができる子
- ★ありがとう、ごめんなさいが言える子
- ★ひとを認め、ひとを思いやり、ひとの痛みがわかる子
- ★夢に向かって最後まで取り組める子
- ★ひとと力を合わせて、自分のつとめをはたせる子
- ★「ふるさと伊賀が好き」と言える子

【応募資格】 市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】

- ①デジタルカメラ・フィルムカメラで撮影してください。カラー・モノクロは問いません。
- ②サイズは2L～4つ切り
- ③未発表作品のもの
- ④写真の裏面に、題名・撮影年月日・「輝け！いがっ子憲章」の該当するテーマ・住所・氏名（ふりがな）・電話番号、児童生徒の場合は学校名・学年をご記入ください。

【応募期間】 4月16日(月)～6月8日(金)必着

- 【表彰】
- 最優秀賞1点（賞状・副賞5,000円相当）
 - 優秀賞2点（賞状・副賞3,000円相当）
 - 入賞10点（賞状・副賞）

【審査・発表】

青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※撮影の際は、被写体となる人などに声をかけてから撮影してください。

※応募作品はいがっ子憲章のPRのほか、広報活動に使用するにあたっては、撮影者の氏名・住所表示（町名までの表示）を行います。また児童生徒の場合は学校名・学年を表示します。

【応募先・問い合わせ】

生涯学習課 ☎22-9679 FAX 22-9691

【交付場所】

課税課・各支所振興課

【交付手続きに必要なもの】

《新車または中古車の登録》

○販売証明書（販売店が発行）・印鑑

《名義変更（譲渡）》

○前所有者の標識（ナンバープレート）が廃車手続き済みの場合
↓廃車証明書・譲渡証明書・印鑑

○前所有者の標識（ナンバープレート）がまだ廃車手続きをしていない場合

↓標識・前所有者の廃車申告書・譲渡証明書・印鑑

《現在お持ちの標識からの交換》

○標識（ナンバープレート）・印鑑

※交換に伴い標識番号が変わりますので、自賠責保険の変更手続きが必要となる場合があります。加入している保険会社などへ確認してください。

※すべての手続きについて、窓口へ来られる人の身分証明書が必要で

す。

※当然の間、現行の標識（ナンバープレート）も引き続き交付しますが、課税課のみの取り扱いになります。

※希望ナンバーの取り扱いはありません。

※軽自動車税は、4月1日が賦課期日となりますので、納税通知書は、4月1日現在の標識番号となります。

【問い合わせ】

課税課 ☎22・9613 FAX 22・9618

